

静岡県告示第161号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
伊東修善寺線	伊豆市下白岩字仲通75番の2から 伊豆市下白岩字仲通83番の4まで	令和6年3月8日

=====

静岡県告示第162号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年3月8日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
富士宮富士公園線	富士宮市大宮町994番の1から 富士宮市大宮町1349番の30まで	令和6年3月8日